

URL: <http://www.hijokin.org>
 email: sodan@hijokin.org
 郵便振替 00950-2-203528
 [関西圏大学非常勤講師組合]

非常勤の声

委員長：新屋敷 健
 email: take0shin@gmail.com
 〒542-0012 大阪市中央区谷町7丁目1-39-102 大私教気付

< 目次 >

- p.1 学習会案内 p.2 関学大のGPアシスタント、金銭補償で解決
 p.2-3 非常勤講師の待遇改善統一要求書 p3-4.同志社大学との団体交渉に向けて
 p.4 夏季カンパのお願い

< 学習会のご案内 >

「なんで有期雇用なん！？ 大学非常勤職員問題」

2月27日にエルおおさかで開催された「なんで有期雇用なん！？ 大学非正規労働者の雇い止めを許さない関西緊急集会」に参加された、現在も抗議ストライキ中の京都大学時間雇用職員組合ユニオンエクスタシーの井上さん・小川さん、関西学院大障害学生支援コーディネーター解雇撤回を求めて闘う大阪教育合同組合の大椿さん、大阪大学の「特例職員」制度と闘う関西単一労働組合大阪大学分会長の加藤さんを各々講師にお

迎えして、「なんで有期雇用なん！？ 大学非常勤職員問題」学習会を行います。恒常的な業務を行なう労働者に対し理不尽な契約更新上限を設けるといふ、「雇い止めのための雇い止め」を強いる大学に対し闘う組合の現場からの声が聞けます。

皆様のご参加をよろしく
 お願いします。

(文責・新屋敷)



日時：2010年7月24日(土)14時～16時

場所：大阪府社会福祉会館(地図参照) 506号会議室

(大阪地下鉄谷町線・長堀鶴見緑地線「谷町六丁目」駅4番出口、谷町筋を南に200m)

(大阪地下鉄谷町線・千日前線「谷町九丁目」駅2番出口、谷町筋を北に500m)

雇い止め・減ゴマ・その他、なんでも労働相談はこちらへ

電話：06-6763-3201(大私教・江尻)月の午後、木の午後 メール：sodan@hijokin.org(随時)

関西学院大学のG P アシスタント、金銭補償で解決

関西学院大学の社会学研究科大学院G P プロジェクトの非常勤のリサーチ・アシスタントであったAさんは、2月27日に突然、大学院から次年度は不採用との通告を受けた。Aさんは組合に相談し、組合はただちに関西学院大学に契約更新を求めて団体交渉を申し入れた。

3月23日に第1回の団体交渉が開かれた。大学側は、リサーチ・アシスタントは1年契約だから不採用もありうる、不採用の理由については大学院社会学研究科に直接聞いてくれと責任逃れの回答に終始した。また、この団交の前にAさんが先端社会研究所の所長から研究所のロゴのデザインの作成を依頼されていたことが発覚した。組合は、このロゴ作成業務がG P R A業務と別であれば、これに対する賃金未払いではないかと追及した。大学側は後日、調査して文書で回答するとした。

3月31日に大学側から文書で回答があったがAさんとしては納得できない回答であった。組合は再度、団体交渉を申し入れたが、大学側は団交再開の前に「社会学研究科とまず話し合いをしてくれ」との要請があり、4月26日に組合と大学法人本部の立会いのもと「話し合い」がおこなわれた。「話し合い」で、Aさんが先端社会研究所からの委託業務

をG P R A業務と勘違いしたことには根拠があったこと、また依頼した所長は、このロゴデザイン作成業務について契約書も交わしておらず、見積もりについてもあいまいであったことが明らかになった。さらにG P R Aを不採用にした理由についても、大学院側はアシスタントの募集定員を4名に削減したが応募者は昨年からアシスタントをしていた4名だけであったこと、それにもかかわらずAさんだけが不採用になった理由について、一般的理由に終始し採用された他の3人との違いについて十分な説明ができなかった。

Aさんは、すでに4月にはいっておりアシスタントを継続するのは困難であり、ロゴデザインの作成業務の継続も困難と判断し金銭的補償を希望した。組合は大学にアシスタント不採用についての和解金と10月～2月までのロゴデザイン作業についての報酬を支払えと要求した。大学側はアシスタント不採用については期待権を一部認め和解金を支払う、ロゴデザイン作成業務についての報酬は当初は具体的成果物がないとの理由で半額しか支払わないとしていたが、組合は、作成業務の継続が困難になった原因は大学側にあるとし上積み求めた結果、上積み額を大学が受け入れ解決した。(文責・江尻)

非常勤講師の待遇改善統一要求書

本年度は、国公立大学を含め58大学に労働条件アンケートを送付しました。今後、各大学にたいし、要求書を送付します。定期団交を予定している場合は担当者が個別要求

書を作成しますが、定期団交の予定のない大学にたいしては、統一要求書を送付します。

私立大学では、今年から半期15回の講義回数を導入する大学が一気に増えましたの

で、回数の増加に見合う給与アップを強く要求する予定です(国公立についてはこの項目は掲げません)。それ以外の項目は基本的には昨年度と同じです。主要な項目は下記のとおりです。

【均等待遇】労働基準法やパートタイム労働法を遵守し、専任教員と非常勤講師の均等待遇実現のために努力すること。改正パート労働法13条は、待遇決定について説明することを義務化している。貴大学が現行の給与体系にした理由を説明すること。(とりわけ、この13条は、「他大学もこのような賃金体系だから」などという言い訳を認めていません) いますぐ給与ランクを一本化し、最低3万円にすること。数年後には1コマあたりの非常勤講師給与を5万円にする計画を立てること。一時金支給。退職金支給。

雇用保険加入。私学共済加入。

【雇用の安定化】更新回数の上限を設けないこと。契約更新の確認は10月末までに行なうこと。出産を理由にした減コマや雇い止めを行わないこと。非常勤の担当コマ数に上限を設けないこと。専任教員の担当コマ数の増加や、常勤講師・嘱託講師等の導入を原因とする非常勤講師の雇い止め・減コマを行わないこと。派遣・業務委託等のアウトソーシングを導入しないこと。不開講保障は、契約期間内の給与全額とすること。

減コマを行なわなければならないとき、同内容の授業科目を本務校のある非常勤講師と本務校のない非常勤講師がもっている場合には、本務校のない非常勤講師を優先的に残すこと。またこのことを専任教員に周知徹底すること。(文責・長澤)

同志社大学との定期交渉に向けて

(以下は7月9日(金)の午後6時から行われる同志社大学との定期交渉に向けて組合が同志社大学に出講の非常勤講師に向けて出した「号外」の一部です。)

同志社大学嘱託講師の皆さん

私たち嘱託講師(非常勤講師)は専任と同じく教師として学生の前に立っています。学生にとって専任・嘱託の区別はありません。私たち非常勤講師組合は同一価値労働・同一賃金という立場から専任との待遇格差の是正を大学当局に要求しています。

大学当局は、昨年度の交渉で専任教員には出している「夜間手当」を非常勤講師には出さない。また、今年度から授業回数が1回増え15回になったにもかかわらず「賃上げはしない」と回答しました。理由は、専任教員の「夜間手当」は、いずれ廃止するから。(しかし、大学当局は専任組合に廃止の提案すらしていません。)また、授業回数が増え

ても給与を増額しないのは、半年契約で、月ぎめで給与は支給しているので回数は関係ないと回答しました。組合は半年契約でも半年間の労働時間が2時間分増えるので、その労働時間増分を月ぎめにして増加するよう要求しました。また、以前から15回授業を徹底している立命館大学は、定期試験手当を1万円支給しており、組合は賃上げしないのであれば、せめて定期試験手当を出せと要求していますが、それも拒否しています。

さらに昨年度の交渉で大学側は「出講手当」を本給に組み込むことを検討すると提案してきました。1日に2コマ、3コマ授業をしている非常勤講師にとって実質賃上げに

なるので組合としては是非、実現してほしいと要望しました。実現すれば1コマ月額3万円超となります。

今回、裏面にある要求で団体交渉を持ちま

す。組合に加入し団体交渉に参加し均等待遇を勝ち取りましょう！また、ご意見ご要望がありましたら組合員もしくは組合までご連絡ください。（文責・嶋田）

夏季カンパのお願い

日ごろより当組合の活動にご理解をたまわりありがとうございます。今年で組合結成6年目ですが、昨年は関学大、大阪経済大学などで非常勤給のアップを勝ち取りました。また多数の労働相談も寄せられ解決してきました。しかし、財政的には苦しく、こうした活動は皆様のご支援なくては成りたちません。ぜひ私たちにカンパをお寄せください。郵便局にて下記までお振込みください。ご支援をお願いします。

郵便振替口座番号 00950 - 2 - 203528 加入者名:関西圏大学非常勤講師組合

愚痴っていても何も変わらない

自らの権利を主張しない者を守る法律はない

今すぐ非常勤組合にご加入を！

組合実施のアンケート調査では、専業非常勤講師の89%が、非常勤講師の労働・教学条件について「不満がある」と答えています。あなたは、今の非常勤講師の働き方に満足していますか？低賃金で、来年も仕事があるかどうか不安、健康保険や年金がつかない、研究者として扱わない、産休も安心してとれない、そんな非常勤講師の労働環境を改善するための闘いにあなたも参加しませんか？大学の授業の約1/3を担当する非常勤講師の労働環境を改善することは、あなたの生活と権利を守るだけではなく、大学の教育環境の改善にもつながります。

また、具体的なトラブルがある場合は、加入前でも、お気軽にご相談ください。

相談受付:sodan@hijokin.org

非常勤講師組合に加入される方は、インターネットなら組合HP <http://www.hijokin.org/>の「加入案内」のページの専用フォームから、ファックスなら以下の用紙に書き込んで(fax 072-695-8031)で申し込みの上、組合費1年分を郵便振替 00950-2-203528「関西圏大学非常勤講師組合」に振り込んでください。

関西圏大学非常勤講師組合に		組合員として加入します	賛助会員として加入します
氏名		氏名のフリガナ	
住所(-)			
Tel		Fax	Email
専門分野		担当科目	
非常勤出講先(専任教員の方は専任校も)			

組合費: 10000円/年 (年収150万円未満の者は4000円/年)

